

さ情審査答申第111号
平成26年 7月29日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答 申 書

平成25年11月11日付けで貴委員会から受けた、「特定小学校教諭から特定校長に提出された診断書のコピー」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年8月16日付け教学教職第2055号によりさいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 当該校長に私より提出された、平成25年6月21日付け診断書に記入されているように、報告される教員への暴力とされる行為の分析に関しては、専門的に疑義を呈さざるを得ず、あるいは、弁護士と個別に法律相談をしたときに、ちょっと不自然だと言われたように、客観的立場から疑義を呈さざるを得ない。
- (2) 当該校長の不適切発言「立派な暴力行為。警察にも被害届けを出して

いるし、傷害事件として刑事告訴する。教職員課にパワーハラスメントとして懲戒処分等を出すように校長権限でやる」等、「被害届を出していない、刑事告訴すると言っていない」という偽証も含め、今後の言動を戒めるためにも真実を追求することが正しいと判断したものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 条例第14条第2号アにより、開示請求者以外の者に関する情報は、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものは開示できないとされており、特定小学校教諭の傷病、健康状態について開示することは、当該教諭の正当な権利利益を害するものであり、開示対象とならないと判断される。

また、診断書の存在を開示すれば、当該教諭が、何らかの疾病を患していることを暗示していることになり、当該教諭の正当な権利利益を害することから、条例第17条に基づき、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

- 2 審査請求人は、不服申立書において、「報告される暴力行為には専門的な立場、あるいは弁護士等客観的立場から疑々を呈さざるを得ない。」などとしているが、これは、小学校職員室内で、審査請求人が、本件開示請求対象となっている教諭の上腕部を平手でたたいたとされる事象に関する記載と推察される。本事象やその後の校長の発言について、審査請求人が疑義を抱いているとしても、暴力行為の被害者とされる開示請求者以外の者の疾病、健康状態に関する情報を開示対象にすることはできないと判断した。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象個人情報は、審査請求人が開示請求を行った「特定小学校教諭から特定校長に提出された診断書のコピー」である。

実施機関は、審査請求人からの本件開示請求に対し、本開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで、当該教諭の傷病、健康状態に関する情報を開示することになり、当該教諭の正当な権利利益を侵害することから条例第17条に該当するとして本件処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、本件対象個人情報の開示を求め、本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存

在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

本件対象個人情報とは、「特定小学校教諭から特定校長に提出された診断書のコピー」である。診断書が提出されたということは、当該小学校教諭が医師の診断を受けたことを示すものであり、また、診断書は、当該小学校教諭の病状や健康状態に関する事項が記載されている情報であるから、開示されることにより当該小学校教諭が医師の診断を受けたか、どのような病状や健康状態かということが知られることになり、当該小学校教諭のプライバシーを害するおそれがあることは明白である。

そこで、上記の個人情報が、不開示情報に該当するか否かについて検討する。

- (2) 不開示情報に関する条例第14条は、第2号で「開示請求者以外の者に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。ア 開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」としている。

本件対象個人情報は、(1)で述べたように、開示することにより当該小学校教諭のプライバシーを害するおそれがある情報であるから、「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると言える。また、本件対象個人情報は、ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であるとは言えない。本件対象個人情報は、条例第14条第2号アに該当する不開示情報に該当するものである。

- (3) したがって、開示請求者に対し、本件対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定小学校教諭が医師の診断を受けたこと及び特定小学校教諭から特定校長に診断書が提出されたことの有無を答えることと同様な結果が生じることになるため、条例第17条に該当するとして存否応答拒否による不開示とした本件処分は妥当である。

なお、その余の審査請求人の主張は、本件処分の妥当性の当否の判断に係るものではなく、また、上記当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成25年11月11日	諮問の受理（諮問第331号）
②	同 年 12月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成26年 1月16日	審議
④	同 年 4月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月10日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)